

# 入院時食事療養費が変わります

国の健康保険法等の規定に基づき、令和7年4月の診療分より

入院時の食事負担額が下記の表のとおり変更となります。

	現行		令和7年4月1日以降
一般所得者の場合	490円	→	<u>510円</u>
住民税非課税世帯の場合 (低所得Ⅱ)	230円	→	<u>240円</u>
住民税非課税世帯の場合 (低所得Ⅱ・長期該当)	180円	→	<u>190円</u>
住民税非課税かつ所得が一定基準 に満たない70歳以上の場合	110円	→	110円

(1食あたり)